

附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年4月1日現在)

担当部課名	根室振興局保健環境部保健行政室	内線	6-825-3
-------	-----------------	----	---------

附属機関等の名称	根室圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会														
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	常設の懇談会														
設置年月日	平成19年5月28日														
設置根拠	根室圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会運営要領														
設置目的	<p><目的></p> <p>地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、根室圏域在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、もって根室圏域住民の健康寿命の延伸及び生活の質向上を目的に、根室圏域健康づくり事業行動計画推進会議開催要領6に基づいて設置する</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>連絡会は、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 地域の健康課題を明確にし、共有すること。</p> <p>(2) 健康課題の解決に向けた実践活動を共同で実施すること。</p> <p>(3) 保健事業の企画・運営に関すること。</p> <p>(4) その他、連絡会の目的達成のために必要と認められる事項。</p>														
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <p>名 【定数: 名】</p> <p>(うち女性委員) 名</p> <p>(うち公募委員) 名 【公募枠: 名】</p> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)										
名称	委員数(うち女性委員)														
会議の公開状況	<p><input checked="" type="radio"/> 公開・<input type="radio"/> 一部非公開・<input type="radio"/> 非公開・<input type="radio"/> 未決定の別</p> <p>公開できない理由(一部非公開・非公開の場合)</p> <p>[]</p>														

附 属 機 関 等 委 員 名 簿

別記様式3

(令和5年4月1日現在)

		担当部課名		根室振興局保健環境部保健行政室				内線	6-825-3
名称	会長等別	氏名	性別	選任区分 ※1	公 募 枠	現住所	基準第3の 2(7)～ (11)により がたい事項 ※2	基準第3の2(7)～ (11)によりがたい理由	
【定数： 名】		根室市							
		別海町							
		中標津町							
		標津町							
		羅臼町							
		根室市外三郡医師会							
		釧路労働基準監督署							
		北海道商工会連合会釧根支所							
		根室商工会議所							
		別海町商工会							
		中標津町商工会							
		標津町商工会							
		羅臼町商工会							
		根室漁業協同組合							
		歯舞漁業協同組合							
		落石漁業協同組合							
		根室湾中部漁業協同組合							
		標津漁業協同組合							
		野付漁業協同組合							
		別海漁業協同組合							
		羅臼漁業協同組合							
		道東あさひ農業協同組合本所兼別海支所							
		標津町農業協同組合							
		計根別農業協同組合							
		中標津農業協同組合							
		中春別農業協同組合							

※1 選任区分

選任区分	事例
公務員	知事、国・地方公共団体職員
首長	市町村長
民間企業	株式会社等の企業
団体役職員	各種団体等の役員、職員
公募	一般公募、特定公募
学者	大学教授、准教授等
一般	自営業、農林水産事業者等、その他
道議会議員	道議会議員
市町村議会議員	市町村議会議員

※2 基準第3の2(7)～(11)によりがたい事項

よりがたい事項	事例
1	道職員（基準第3の2(7)）
2	就任時年齢（基準第3の2の(8)）
3	在任期間（基準第3の2の(9)）
4	兼職機関（基準第3の2の(10)）
5	道議会議員（基準第3の2の(11)）

公募枠…公募による委員枠として設定している箇所に○印を表示